

文書管理・電子決裁システム構築業務委託
仕様書

令和8年6月
福岡県大刀洗町

目次

1	業務概要.....	1
2	本町の概要.....	1
3	基本要件.....	2
4	システム要件.....	2
5	職員研修・活用支援.....	4
6	利用環境.....	4
7	セキュリティ要件.....	5
8	運用・保守要件.....	5
9	その他.....	6
10	支払い条件.....	6
11	その他.....	6

1 業務概要

(1) 件名

文書管理・電子決裁システム構築業務委託(以下「本事業」という)

(2) 履行期間・履行場所

ア契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

イ試行運用期間

令和9年3月1日までに開始し、令和9年3月31日まで

ウ本運用開始日

令和9年4月1日

エ履行場所

大刀洗町役場 福岡県大刀洗町大字富多819番地

(3) 委託内容

- ①文書管理・電子決裁システムの構築（設計・構築・テスト・運用開始に向けた操作研修等）
- ②各種操作マニュアルの作成、職員及びシステム管理者に対する操作研修を行うこと。
- ③その他必要な作業

(4) 実施体制

- ①本システムの構築にあたり、提案したスケジュール表に基づき適切な進捗管理を実施すること。このため、業務を円滑にかつ確実に実施するため、実施体制には必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置すること。
- ②実施体制において、作業管理者1名を選任すること。作業管理者は、本業務遂行に関する本町からの要請、その他日常的な連絡や確認を担う。
- ③作業従事者については、予め本庁へ届出を行い、担当する業務に必要な業務経験を有する者を配置すること。
- ④本町の庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本町と協議すること。
- ⑤本町が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

2 本町の概要

(1) 人口（令和8年4月1日現在）

男：7,800人、女：8,410人、計：16,210人

(2) 世帯数（令和7年4月1日現在）

6,621世帯

(3) 利用想定ユーザ数

206ユーザ

3 基本要件

- ①自治体業務に支障をきたすことのないよう、安全かつ確実なシステム構築を最優先事項とし、職員の負担軽減についても十分に配慮した構築業務を行うこと。
- ②本システムは、町職員がデータ入出力作業等を容易に行えること。
- ③本システムを構成するハードウェア、ソフトウェア等は、可能な限り標準とし、日本語によるサポートが可能なものであること。
- ④本システムの構築、データ移行及びシステムテストにかかる環境は受託者が整備すること。
- ⑤本システムは、受託者が構築を行い、かつ、本町の指定する仕様に準拠するとともに、本町と随時協議して構築すること。
- ⑥本システムのサーバ機器等のハードウェアは、原則クラウド方式とする。
- ⑦本システムを構築する上で疑義が生じた場合は、直ちに本町と協議すること。

4 システム要件

(1)機能要件

- ①機能要件は、別紙1のとおりとする。別紙1に記述した機能は、本町として実現を望むものであるが、費用対効果などを十分考慮の上、適切なシステム機能又は代替案(手作業による対応を含む。)の具体的な提案を求める。
- ②電子決裁に対応し、現行の決裁業務等をシステム内で行えること。電子での決裁ができない文書は、代替スキーム等で対応可能なこと。

(2)印刷要件

ア 現在のファイリングシステムで印刷している帳票及びラベルシール

- ①ファイル基準表(別紙2)
- ②個別フォルダラベル(別紙3)

イ 留意点

- ①帳票及びラベルシール等は、本システムにおいて全て作成、印刷が可能なものであること。
- ②帳票及びラベルシールは、出力すべき情報が網羅されていること(印字位置等のレイアウトについては、別途協議のうえ確定するものとする。

(3)サーバ機器

サーバ機器は、原則クラウド方式とすること。サーバ機器は、5年間の利用に耐える性能及び容量を選定すること。

(4)ソフトウェア

- ①本システムのサーバ機器に必要な全てのソフトウェア製品の納入は、本業務の範囲内とする。ただし、クライアント端末のウィルス対策ソフトについては、本町にて用意する。

②納入するソフトウェアに関して、実使用期間の5年間にサポート切れとならないよう、最新版やデファクトスタンダード製品(実績、サポート期間、コスト、保守体制などを総合的に考慮)を優先して採用すること。

③納入するソフトウェアのインストールは、本業務の範囲内とする。

(5)ネットワーク

①本システムは、L GWANネットワーク(インターネットに接続できないセグメント)に接続すること。また、必要に応じJ-L I Sと事前に協議を行うこと。

②本システムをL GWANネットワークに接続する際に、新たにネットワーク機器が必要な場合は、その費用は本業務の範囲内とし、設置について事前に本町と協議を行うこと。

(6)性能要件

①本システムを利用するクライアント端末は、216台とし、同時アクセス数は、162台とする。

②クライアント端末での業務におけるレスポンスは、ストレスなく動作するシステムであること。

③上記のレスポンスは、機能要件等の制約上(例えば、検索条件の設定によっては多量のデータが表示対象になるような場合など)、この制限を超えることを本町が認めた場合は、この限りでない。

④本システム内のデータ量が増えてもレスポンスの低下を招かないよう、データベースやファイル等の容量を考慮した構成であること。

⑤バッチ処理、バックアップ処理等は、システム処理に影響を及ぼさないよう、処理の高速化、スケジュール等の工夫を図ること。

(7)信頼性要件

①安定稼働するために、ハードディスク、ネットワークアダプタ、電源ユニット等の障害対策として、冗長化や多重化等の十分な対策を講じること。

②停電や電源障害時のシステムダウンを防止するための措置を講ずること。

(8)データ移行

システム稼働前までに本システムに反映させ、令和9年4月1日より本稼働運用ができるようにすること。

なお、データ移行に必要なデータは、本町がファイル基準表(別紙2)

(Excelファイル数が約32ファイル、延べ個別フォルダ件数が約1.7万件)及び文書保存箱カード(別紙4)をExcel形式にて提供する。

(9)その他

①稼働当初では想定できないデータ量の増加及び業務システム数の追加等に伴う機器追加などの際に、柔軟に対応可能な機器構成であること。

- ②見積時点より日時が経過し、納入時点での製品状況が変わった場合は、最新の製品状況とそれらの製品の信頼性を考慮し、町の承認を得た上で最適な物品を納入すること。また、機器構成の設計等により、見積時点の機器の内容から納入機器の内容(性能、容量、信頼性等)が変わった場合についても、町の承認を得た上で最適な製品を納入すること。なお、納入機器の内容に変更があった場合で、納入機器の内容が見積時点の機器の内容の同等以下となった場合については、その内容に応じて契約金額の減額を行う。
- ③サーバ機器及びクライアント端末は、特定のメーカーの機器に依存しないこと。

5 職員研修・活用支援

(1)職員研修

本システムを使用する職員及び管理者（企画財政課デジタル戦略推進係）への研修を適切なタイミングで実施すること。また、本システムを使用する職員が、システム切り替えに際して戸惑うことがないように実効的な研修を計画すること。

6 利用環境

(1)庁内利用PC

イントラPCから利用する。現時点でのPCの想定スペックは下記のとおり。

ア CPU

intel i5 9500T 相当

イ メモリ

8GB

ウ ストレージ

512GB以上

エ OS

Windows11 Pro

オ Webブラウザ

Edge

カ Office

Office2019、同2021、同2024及びJustGovernment4混在

キ PDF

Adobe Acrobat Reader DC

(2)プリンタ

プリンタ及び複合機は、本町において現有する機器を使用する。

(3)その他

- ①その他業務に必要な機器がある場合は、現状の作業環境を考慮し必要台数を納入すること。
- ②納入機器は原則として、メーカーの5年保証を付けること。ただし、5年保証がない場合は、可能な最長期間の保証を付けること。

7 セキュリティ要件

本システムは、機密性、秘匿性の高い情報を管理するため、関係法令及び本町情報セキュリティポリシー等を遵守するとともに、以下のセキュリティに関する要件を備えること。

(1)セキュリティ対策

- ①不正な接続及び侵入、行政情報資産の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。
- ②継続的にセキュリティが維持されるよう取り組むこと。
- ③契約満了後のデータ削除作業については、本業務の範囲内とする。

(2)権限管理

- ①ID・パスワード等により識別を行う機能を設けること。
- ②システムへのアクセス制御を行う機能を設けること。アクセス許可されたユーザに対して権限管理を行う機能を設け、操作権限・アクセス権限を設定できること。

(3)ログ

- ①アクセス履歴の管理を可能とし、システムログ及びアプリケーションログを取得する機能を設けること。
- ②ユーザの操作ログを収集できること。

8 運用・保守要件

(1)保守

本システム構築業務完了後、翌年度以降も単年度契約において保守業務が可能なこと。

ク ソフトウェアのリビジョンアップ・バージョンアップ

本業務の機能改善等によるリビジョンアップは、必要に応じて行うこと。その費用に関しては、導入後5年間の対応については全て契約金額に含まれるものとする。また、基本ソフト等が更改される場合などのバージョンアップについては、内容等を本町と協議のうえ、対応すること。

ケ 問合せ対応

使用方法等を含むシステム全般の問合せに対応すること。

コ 障害時対応

障害が発生した場合は、速やかに障害の原因を切り分け、システム復旧、原因調査、再発防止策及び調査報告を行い、受託者の責に帰する事由の場合は、受託者が責任をもって回復措置をとること。

サ システム運用

24時間365日システムが利用できること。ただし、サーバメンテナンス等により閉庁時間帯に提供を停止する際、事前に町の了承を得た場合はこの限りではない。

9 その他

(1) 守秘義務

本事業において知り得た情報に関する秘密、その他事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。また本事業終了後も同様とする。

- ①納品物
- ②環境設計書
- ③操作マニュアル
- ④その他必要と思われるもの

10 支払い条件

- ①受託者は、業務完了後発注者の行う検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- ②発注者は、受託者が請求を発行した日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。

11 その他

- ①本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行い、その解決を図るものとする。
- ②システム稼働後の保守に関する契約は別途締結するものとする。
- ③この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、本町に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- ④この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- ⑤この調達の範囲内で、本町に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本町に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連

文書についても上記（１）及び（２）に準じる。